

資料 I

コミュニティビジネス・モデル支援事業実施要綱

(平成 15 年 5 月 1 日区長決定)

(目的)

第 1 条 コミュニティビジネス・モデル支援事業（以下「支援事業」という。）は、コミュニティビジネスの振興を図るため、優れたビジネスプランを表彰するとともに、開業に必要な経費を補助することにより地域経済の発展を図り、区民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) コミュニティビジネス

さまざまな地域課題の解決のため、地域住民が主体となって継続的に取り組む事業のうち、次の要件をすべて満たすものとする。

ア 個人、任意団体又は法人(行政機関及び当該関係団体を除く。)

により運営される事業であって、当該事業を運営することにより、地域の抱える課題解決に寄与するものと認められること。

イ 事業運営によるサービス提供の対価として、当該事業を継続していくための収益があること。

ウ 地域内に存在する人的・物的資源を活用していること。

(2) ビジネスプラン

コミュニティビジネスの事業計画書

(支援事業の種類)

第 3 条 この要綱に定める支援事業は次の各号に定めるものとする。

(1) コミュニティビジネス・コンテスト（以下「コンテスト」という。）

ビジネスプランを募り、優れたビジネスプランを表彰する。

(2) コミュニティビジネス・モデル補助金（以下「補助金」という。）

コンテストで入選した事業の開業及び初期運営に必要な経費を

補助する。

(コンテストへの応募)

第4条 コンテストへ応募しようとする者は、自ら考案したビジネスプランを次に掲げる書類にまとめて区長に提出しなければならない。

(1) コミュニティビジネス・コンテスト参加申込書(別記第1号様式)

(2) 事業経費見積書(別記第2号様式)

(3) 登記簿謄本(法人格のある場合のみ)

(4) その他区長が必要と認める書類

(ビジネスプランの要件)

第5条 前条に定めるビジネスプランは、次の各号に示す要件を満たしていなければならない。

(1) 開業することを前提としたビジネスプランであること又は当該年度の4月1日現在、開業後6ヶ月に満たないものであること。

(2) コミュニティビジネスの活動拠点が板橋区内にあること又は活動拠点が板橋区に隣接する区市であり、かつ、事業主体の代表者が板橋区民であること。

(3) 応募しようとするビジネスプランで、他の類似の表彰制度又は助成制度等により支援を受けていないこと。

(審査会)

第6条 優れたビジネスプランを選考するため、次の各号に掲げる者をもって構成するコミュニティビジネス・コンテスト審査会(以下「審査会」という。)を設ける。

(1) 学識経験者

(2) 中小企業診断士

(3) 区内産業団体代表者

(4) 区民代表者等

(5) 板橋区職員

2 審査会の委員総数は8名以下とする。

3 ビジネスプランの事業主体の構成員は、審査会の委員になる

ことができない。

(入選の決定と表彰)

第7条 審査会は、別に定める基準により、ビジネスプランの評価を行う。

2 区長は、審査会の評価に基づきビジネスプランの入選を決定し、賞金及び記念品を贈呈する。

(補助金の交付)

第8条 当該年度及び前年度に入選したビジネスプランのうち、当該年度内に実際に開業したものについては、本要綱により補助金を交付する。

(補助対象経費)

第9条 補助金の対象は、ビジネスプランに基づいて開業し、初期運営に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費
- (3) 備品費
- (4) 消耗品費
- (5) 印刷製本費
- (6) 通信運搬費
- (7) 広告料
- (8) 使用料及び賃借料

(補助金の額)

第10条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で、前条の対象経費のうち3分の1以内で、50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

(補助金の優先順位)

第11条 入選したビジネスプランの数により、補助金の予算額を上回る場合は、審査会において評価した順位を優先順位として補助金の交付対象を決定する。

(申請期間)

第12条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」とい

う。)は、審査会において入選が決定してから1か月以内の期間に、補助金交付申請を行うこととする。

(交付申請)

第13条 申請者は、補助金交付申請書(別記第3号様式)に、入選したビジネスプランを添付して、区長に提出しなければならない。

2 ビジネスプランの事業経費見積書(別記第2号様式)は、ビジネスプランの主旨に反しない範囲内で修正することができる。

(交付決定)

第14条 区長は、前条の規定に基づく申請があったときは、第4条のビジネスプランと照合の上、補助金を交付することが適当と認めた場合は交付決定通知書(別記第4号様式)により、適当でないとは認めた場合は不交付決定通知書(別記第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助金の交付決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、交付請求書(別記第6号様式)を区長に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 交付決定者は、交付を受けた年度内に、実績報告書(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

(1) 費用報告書

(2) 領収書の写し

(補助事業の変更等)

第17条 交付決定者は、当該補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、その理由を明記した変更(中止)承認申請書(別記第8号様式)を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、承認通知書(別紙第9号様式)により申請者に通知するものとする。

(進捗状況報告)

第 18 条 区長は、交付決定者から、事業運営の経過状況を必要に応じて報告を求めることができる。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第 19 条 区長は、交付決定者が、次の各号の一つに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

第 20 条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和 42 年板橋区規則第 3 号)の定めるところによるほか、商工振興を主管する部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

【別紙様式は省略】

コミュニティビジネス活性化支援事業イメージ

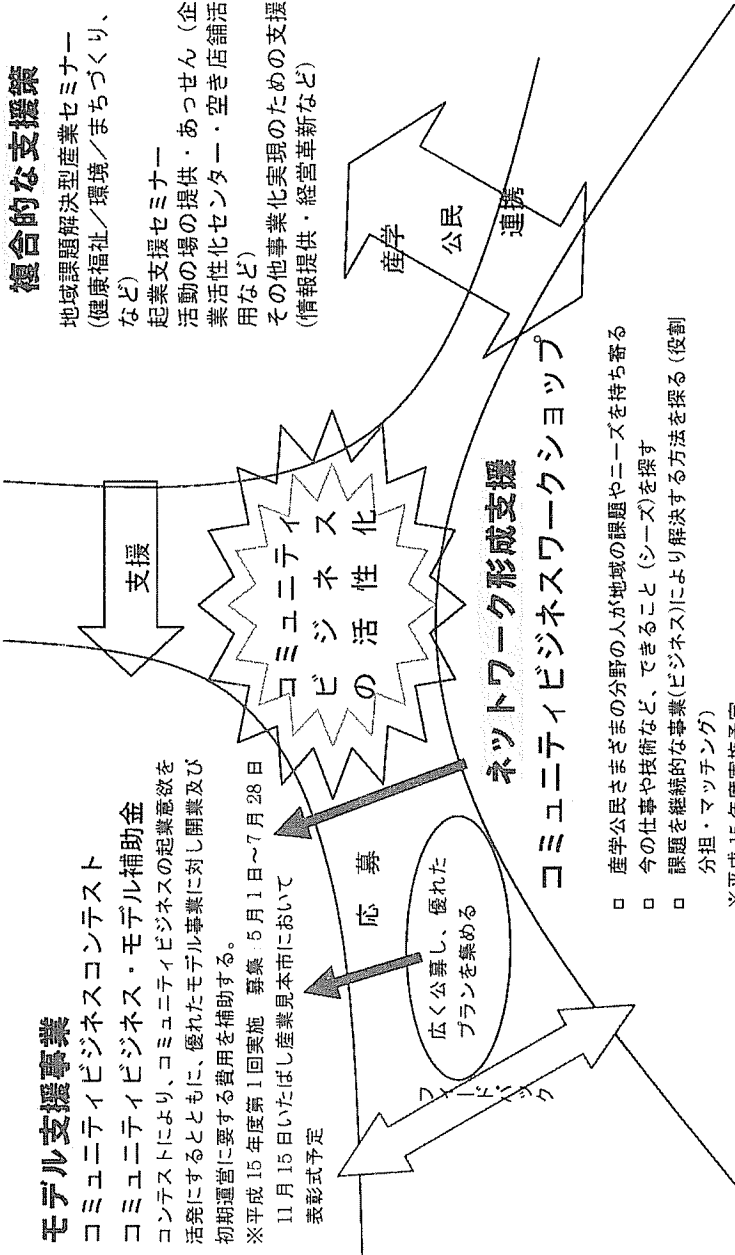
モデル支援事業

コミュニティビジネスコンテスト

コミュニティビジネス・モデル補助金

コンテストにより、コミュニティビジネスの起業意欲を
活発にするとともに、優れたモデル事業に対し開業及び
初期運営に要する費用を補助する。

※平成15年度第1回実施 募集 5月1日～7月28日
11月15日いたばし産業見本市において
表彰式予定



複合的な支援策

地域課題解決型産業セミナー
(健康福祉／環境／まちづくり、
など)
起業支援セミナー
活動の場の提供・あっせん(企
業活性化センター・空き店舗活
用など)
その他事業化実現のための支援
(情報提供・経営革新など)

ネットワーク形成支援

コミュニティビジネスワークショップ

- 産学公民さまざまな分野の人が地域の課題やニーズを持ち寄る
- 今の仕事や技術など、できること(シーズ)を探す
- 課題を継続的な事業(ビジネス)により解決する方法を探る(役割
分担・マッチング)

※平成15年度実施予定
6/24(火) 7/22(火) 9/30(火) 11/18(火) 1/20(火)
3/16(火)

第一分科会 コミュニティビジネス研究班 研究活動記録

回	月日	テーマ	概要
1	2002/11/16	平成 14 年度の 研究について	コミュニティビジネスの板橋 モデルについて検討を行い、例 えば学生による実現に向けて 研究を進めることで決定した。
2	2002/12/3	研究のすすめ 方	重点目標 ①板橋型のコミュニティビジ ネスのあり方 ②板橋区における総合的協 働・支援体制(プラットフォーム) 作りの方向性
3	2003/1/24	個人研究成果の発表及び関連情報の報告	
4	2003/2/6	今後の取りま とめの方向に ついて	平成 14 年度研究活動の中間報 告書(ブックレット)の編集方 針・構成など
5	2003/2/20 ~ 22	岩手県視察	①岩手県庁(コミュニティビジ ネス支援事業)②岩手コミュニ ティビジネス協議会③盛岡市 (障害者の就労支援ネットワ ーク)④北上市(商工会による 御用聞きシステム)⑤江刺市 (地域資源である蔵を活用し たまちづくり会社)
6	2003/3/1	公開講座	講師：藤江俊彦(千葉商科大学 教授)
7	2003/5/27	研究のすすめ 方	・先進地の視察候補 ・区事業の情報提供 ・その他意見交換

8	2003/6/17	「協働」について	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋区の地域社会における活動団体（町会・青健など）について意見交換 ・行政とNPO／ボランティアとの関わり、特に行政の補助について ・コミュニティビジネスと地域の活性化について
9	2003/10/29	研究のすすめ方	<ul style="list-style-type: none"> ・先進事例の視察先決定 ・区事業の進捗状況報告 ・報告書の構成検討
10	2003/11/19	視察準備など	視察先に関する事前調査・資料の検討及び質問事項などについての確認と打ち合わせを行った。
11	2003/12/4～6	関西視察	①兵庫県庁②兵庫県内中間支援組織など③京都XOクラスター④滋賀県草津市地域通貨「おうみ」⑤長浜市「黒壁」
12	2003/12/24	報告書作成検討	最終報告書骨子（案）について

参考文献等

【書籍・雑誌等】

- 1 経済産業省商務情報政策局 「平成 14 年度コミュニティ・ビジネスにおける自治体等とコミュニティ活動事業者の連携による地域経済活性化事業実態等調査研究報告書」(2003 年)
- 2 財東京市町村自治調査会 「コミュニティビジネスがもたらす元気なまちづくり」(2003 年)
- 3 広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会 「コミュニティビジネスの現状と課題」(2003 年)
- 4 経済産業省関東経済産業局 「地域を豊かにするコミュニティビジネスのビジネスモデルに関する調査研究」(2002 年)
- 5 経済産業省九州経済産業局 「九州地域におけるコミュニティビジネス調査報告書」(2002 年)
- 6 財広域関東圏産業活性化センター 「コミュニティビジネスによる地域活性化方策に関する調査研究」(2004 年)
- 7 関東経済産業局 『コミュニティビジネスの手法によって地域を活性化させるための「インターメディアリー」構築推進プロジェクト調査事業報告書』(2003 年)
- 8 板橋区地域経済活性化協議会 『板橋区地域経済活性化協議会報告書』(2001 年)
- 9 藤江俊彦 「コミュニティ・ビジネス戦略－地域市民のベンチャー事業－」 第一法規(2002 年)
- 10 高寄昇三 「コミュニティビジネスと自治体活性化」 学陽書房(2002 年)
- 11 細内信孝 『地域を元気にするコミュニティ・ビジネス』 ぎょうせい、(2001 年)
- 12 細内信孝・鵜飼修 『コミュニティ・ビジネス企業マニュアル』 ぎょうせい、(2003 年)

【Web サイト】※平成 16 年 3 月時点でアップロードされていたもので、削除されている可能性があります。

株黒壁 <http://www.kurokabe.co.jp/>

まちづくり役場 <http://www.biwa.ne.jp/~machiya/>

(特)XO クラスター <http://ksvu.kyoto-sb.ne.jp/xoc/index.htm>

京都シニアベンチャークラブ連合会

<http://ksvu.kyoto-sb.ne.jp/>

経済産業省商務情報政策局

「コミュニティビジネス推進に関する報告書」（2003 年）

http://www.meti.go.jp/policy/servicepolicy/contents/venture_support/venture_support.html

杉並区のコミュニティバス『すぎ丸』（杉並区のサイト）

<http://www2.city.suginami.tokyo.jp/guide/guide.asp?n1=80&n2=1500&n3=100>

三重県四日市市のコミュニティバス

四日市市のサイト（広報よっかいち）

http://www.city.yokkaichi.mie.jp/koho/200212/1st/city_npo.htm

福井日報（福井県紙）

http://www.kenmin-fukui.co.jp/00/kur/20040108/ftu_____kur_____001.shtml

京都市伏見区醍醐地区のコミュニティバス

醍醐地区ホームページ

<http://www.mediawars.ne.jp/~daigon01/>

醍醐コミュニティバス（京のアジェンダ 21 フォーラム内）

<http://web.kyoto-inet.or.jp/org/ma21f/daigo/>

京都市「京のアジェンダ 21 フォーラム」

<http://web.kyoto-inet.or.jp/org/ma21f/>

執筆者一覧

(大東文化大学)

中村昭雄・法学部政治学科教授 はじめに
..... 第1章1

(板橋区)

相田治昭・総務部総務課文書係長 第5章
..... おわりに

堺 由隆・政策経営部 IT 推進課地域情報化担当係長

..... 第1章2、3

..... 第3章1、2

横田 昇・区民文化部商工振興課工業振興係主査 第2章

..... 第3章3

..... 第4章

地域デザインフォーラム・ブックレット No.6

コミュニティビジネスと地域の活性化

発行者／大東文化大学 国際比較政治研究所

地域連携研究班（代表）中村昭雄

〒175-8571 東京都板橋区高島平1-9-1

電話 03-5399-7341 FAX 03-5399-7379

発行 2004年3月31日

印刷・製本／株式会社 フジヤマ印刷